

**贈与税の非課税措置にかかわる証明書等の発行業務 料金表**

ハウスプラス住宅保証株式会社

適合審査料金について

1) 基本料金 申請新規及び変更申請

<戸建住宅>

当該項目に限り、人の居住の用以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅を含む

(税別)

評価方法基準 5-1 断熱等性能等級 等級 4 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4・5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	<b>A</b>	44,500	44,500	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	<b>B</b>	36,000	36,000	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	<b>C</b>	29,400	29,400	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	<b>D</b>	—	—	要相談

(税別)

評価方法基準 ※4 1-1 耐震等級 等級 2・3 1-3 その他 免震建築物		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	<b>E</b>	60,000	60,000	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	<b>F</b>	48,000	48,000	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	<b>G</b>	29,400	29,400	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	<b>H</b>	—	—	要相談

(税別)

評価方法基準 ※4 9-1 高齢者等配慮対策（専用部分） 等級 3 以上 ※5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	<b>I</b>	44,500	44,500	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	<b>J</b>	36,000	36,000	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	<b>K</b>	29,400	29,400	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	<b>L</b>	—	—	要相談

(税別)

増改築等工事証明書		住宅の増改築等
第1号工事～第8号工事	<b>M</b>	準備中

※1：ハウスプラスすまい保険の申込みあり又は既存住宅向け瑕疵保険等

※2：申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの設計住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス又はハウスプラスへのフラット 35 S 適合証明書の申込み有り又は取得済で、選択される評価基準に適合する場合

なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です  
 起点となる日は、以下の通り

- ・設計住宅性能評価...性能評価書の交付日
- ・長期優良住宅にかかる技術的審査...適合証の交付日の属する事業年度末日
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査...適合証の交付日の属する事業年度末日
- ・「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス...証明書の交付日の属する事業年度末日
- ・フラット35Sのための適合証明...竣工現場検査合格の日

※3：申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの建設住宅性能評価書がある場合  
 現場検査を実施し、取得時の評価内容から変更がない場合に限り評価書活用が可能となります  
 既存住宅の取得の場合で、評価基準が1-1耐震等級の等級2、等級3、1-3その他の免震建築物の場  
 合は、併せて劣化事象等の検査などを実施します

※4：既存住宅の取得の場合は、評価方法基準における評価方法（既存住宅）の基準によります

※5：住宅性能証明書の表記上最低限必要な、9-1高齢者等配慮対策（専用部分）等級3を審査するサービ  
 スとさせていただきます。（等級4・等級5の設計、施工の住宅であっても等級3に適合しているか否  
 かの審査とさせていただきます）

### <共同住宅等>

#### ▼ 一戸申請（共同住宅等における一戸のみの申請）

（税別）

評価方法基準 5-1 断熱等性能等級 等級4 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4・5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	a	44,500	44,500	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	b	36,000	36,000	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	c	29,400	29,400	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	d	—	—	要相談

（税別）

評価方法基準 ※4 1-1 耐震等級 等級2・3 1-3 その他 免震建築物		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	e	別途見積り	別途見積り	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	f	別途見積り	別途見積り	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	g	別途見積り	別途見積り	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	h	—	—	別途見積り

(税別)

評価方法基準 ※4 9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）等級 3 以上 ※5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	i	44,500	44,500	要相談
現場検査を他検査と同時 ※1	j	36,000	36,000	準備中
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	k	29,400	29,400	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場検査を実施済 ※3	l	—	—	要相談

(税別)

増改築等工事証明書		住宅の増改築等
第 1 号工事～第 8 号工事	m	準備中

※1：ハウスプラスすまい保険の申込みあり又は既存住宅向け瑕疵保険等

※2：申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの設計住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス又はハウスプラスへのフラット 35 S 適合証明書の申込み有り又は取得済で、選択される評価基準に適合する場合

なお、既存住宅の取得の場合は、5 年以内に限り活用が可能です  
起点となる日は、以下の通り

- ・設計住宅性能評価...性能評価書の交付日
- ・長期優良住宅にかかる技術的審査...適合証の交付日の属する事業年度末日
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査...適合証の交付日の属する事業年度末日
- ・「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス...証明書の交付日の属する事業年度末日
- ・フラット 35 S のための適合証明...竣工現場検査合格の日

※3：申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの建設住宅性能評価書がある場合

現場検査を実施し、取得時の評価内容から変更がない場合に限り評価書活用が可能となります  
既存住宅の取得の場合で、評価基準が 1-1 耐震等級の等級 2、等級 3、1-3 その他の免震建築物の場合は、併せて劣化事象等の検査などを実施します

※4：既存住宅の取得の場合は、評価方法基準における評価方法（既存住宅）の基準によります

※5：住宅性能証明書の表記上最低限必要な、9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）等級 3 を審査するサービスとさせていただきます。（等級 4・等級 5 の設計、施工の住宅であっても等級 3 に適合しているか否かの審査とさせていただきます）

▼ 一括申請（共同住宅等における全住戸から複数戸の一括申請）

評価方法基準の基準や申請区分によらず、別途見積りとなります。

ただし、一戸申請に準備中と記載されているサービスについては、同様に準備中となります。

## 2) その他料金

- ①事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとします。
- ②適合審査料金を減額するための要件
- ・当該業務が効率的に実施できるとハウспラスの長が判断したとき。
  - ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウспラスに申請する旨の年間契約を行う場合。
  - ・ハウспラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウспラスの長が判断したとき。
  - ・あらかじめハウспラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。
- ③適合審査料金を増額するための要件
- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ④証明書の再発行料金 5,000 円 (税別)
- ⑤現場検査における再検査手数料

戸建住宅 : 15,000 円 (税別)

共同住宅等 一戸申請 : 15,000 円 (税別) (評価基準 1-1、1-3 は別途見積等)

共同住宅等 一括申請 : 別途見積等によりご請求させていただきます。

### ⑥設計再審査料

設計審査完了後の変更によって再審査を要する場合、別途請求できるものとします。

戸建住宅

評価方法基準	料金 (税別)
5-1 断熱等性能等級 等級 4 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4・5 9-1 高齢者等配慮対策 (専用部分) 等級 3 以上	16,000
1-1 耐震等級 等級 2・3 1-3 その他 免震建築物	22,000

共同住宅等 一戸申請

評価方法基準	料金 (税別)
5-1 断熱等性能等級 等級 4 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4・5 9-1 高齢者等配慮対策 (専用部分) 等級 3 以上	16,000
1-1 耐震等級 等級 2・3 1-3 その他 免震建築物	別途見積り

共同住宅等 一括申請 : 別途見積等によりご請求させていただきます。

以上